

令和3年度国際会議等 MICE 誘致広報業務委託 仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、国外からの渡航制限に加え国内においても行動規制が求められる中、ウィズコロナ時代の誘致活動において、オンラインを活用することが重要となっている。

そのため、本事業では、国際会議の開催を検討している主催者等を効果的に県の MICE ホームページに誘導するための Web サイト（ランディングページ）を制作するとともに、Google 等の媒体を活用した Web 広告の実施及び効果の検証を行い、今後の国際会議等 MICE の誘致につなげることを目的とする。

2 ターゲット

国際会議主催者

3 契約期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

4 業務内容

(1) Web ページ制作

- ・ 本県の MICE ホームページ
(<https://www.pref.mie.lg.jp/INBOUND/HP/MICE/index.htm>) に誘導するためのランディングページを1ページ以上制作すること。
- ・ ランディングページについては、県内での国際会議開催のメリットを効果的に伝え、ターゲットに訴求する内容とすること。

【条件】

- ・ 制作に必要な現地取材、素材の手配、編集、ページ公開に必要な諸手配、ページデータを格納するサーバーやページ公開に必要な諸手配等、ページの制作及び公開、運営に必要な業務一式を含むこと。
- ・ 事業期間中におけるサーバーレンタル料等の運用経費は事業費にて負担すること。
- ・ 委託契約終了後は、県のサーバーに Web ページを移行するため、それに必要なデータ等を提供するなど、円滑な移行に協力を行うこと。
- ・ パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレットなどのモバイル端末での閲覧を考慮したレスポンシブルデザインとすること。
- ・ セキュリティ対策等について十分留意すること。

(2) Web 広告

- ・インターネット上のクリック課金型等の広告を実施し、(1)で制作する Web ページへ誘導すること。
- ・ターゲットにリーチするよう適切なターゲティングを行うこと。
- ・広告については、ターゲティング広告（クリック課金型）、各種 SNS 広告等から、訴求効果が高いものを3種類以上実施すること。

(3) アクセス解析、レポート作成

- ・広告効果を把握するため、定期的にアクセス解析（インプレッション、リーチ数、クリック率、単価等）をすること。
- ・広告運用開始後、数値結果等に応じて広告バナーやテキスト等を適宜調整し、効果的かつ効率的な運用を行うこと。
- ・(2) Web 広告の実施結果を踏まえ、次年度以降につながる効果的かつ効率的な Web 広告の実施方法の提案を行うこと。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出し、本事業によって制作した Web ページのデータ等は、DVD 等の電子媒体に収録して提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア Web ページ制作

- ・ Web ページ制作の内容

イ Web 広告

- ・ Web 広告の実施結果

ウ アクセス解析、レポート作成

- ・ 次年度以降につながる効果的かつ効率的な Web 広告の実施方法の提案

エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 電子媒体納品物

- ・ 本事業の実施にあたり、制作した Web ページのデータ一式
- ・ その他、本事業の実施にあたり、制作した資料等のデータ

(3) 納品期限 令和4年3月25日（金）

(4) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとします。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

- ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、

本契約終了後も継続するものとする。

- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - （ア）成果品を侵害のないものに改変すること。
 - （イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
- ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

- ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - （ウ）委託者に報告すること。
 - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件

関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとして
ます。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力
団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落
札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除
することができるものとします。

以 上